



火を使用する露店などの開設には届け出が必要です

問い合わせ 市消防本部予防課 ☎0537(8)2657

条例改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災により、多くの死傷者が出たことを踏まえ、次のとおり御前崎市火災予防条例の一部が改正されました。

改正内容

① 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多くの人が集まる催しで、火を使用する器具(液体、固体、気体燃料を使用するコンロ、しちりん、ストーブおよび電気を熱源とするホットプレートなど)を使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から消火器の準備が必要となります。

② 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多くの人が集まる催しで、火を使用する器具(液体、固体、気体燃料を使用するコンロ、しちりん、ストーブおよび電気を熱源とするホットプレートなど)を使用する露店などを開設する場合は「露店等の開

設届出書」の提出が必要となります。

施行期日

届出書の提出

平成26年8月1日以降に市内で開催される催しなどから届出書の提出が必要となります。

「露店等の開設届出書」は、あらかじめ御前崎市消防署(庁舎1階)へ提出してください。

※届出書には、露店などの開設場所および消火器の設置場所に係る略図を添付してください。



生き物を捨てないでください

問い合わせ 環境下水道課 ☎0537(8)1162

ワニガメが捕獲されました

7月16日、下朝比奈地区あらさわふる里公園付近の道路で甲羅の大きさ約30センチ、重さ約8.5キロのワニガメを捕獲されました。

市では個体識別のために埋め込みが義務づけられているマイクロチップの有無を調べましたが、確認できませんでした。

ワニガメは動物愛護法で人に危害を加えるおそれがある「特定動物」に指定されているほか、在来種の捕食などが心配されることから外来生物法の「要注意外来生物」にも指定されている生き物で、飼育には県知事

の許可が必要となります。※特定動物の無許可飼養や、遺棄は動物愛護法違反となり罰則規定もあります。

◆無許可飼養

6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金

◇動物の遺棄

100万円以下の罰金

飼い主としての責任を

飼えなくなったからといって自然に放すことが生き物を大切にしていることにはなりません。

最後まで大切に飼うことが、飼い主としての一番の思いやりであり、責任です。

